

関原発第55号  
2021年4月28日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号  
関西電力株式会社  
執行役社長 森本 孝

大飯発電所第3号機 特定重大事故等対処施設設置工事に係る  
使用前確認申請書の記載内容変更について

2021年1月8日付け関原発第523号で申請しました大飯発電所第3号機特定重大事故等対処施設設置工事に係る使用前確認申請書の記載内容を、別紙のとおり変更しましたので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定により提出いたします。

## 1. 使用前確認申請書

大飯発電所第3号機

使用前確認申請書番号

関原発第523号(2021年1月8日)

## 2. 変更の内容及び変更の理由

## 2. 1 使用前確認申請書

(変更前)

2021年1月8日付け関原発第523号の申請書記載事項

<p>使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所</p>	<p>工事の工程 構造、強度又は漏えいに係る検査(表1) 期日 自 2021年 2月 5日 至 2021年12月 場所 大飯発電所 三菱重工業株式会社 原子力セグメント (兵庫県神戸市兵庫区和田崎町) 三菱電機株式会社 電力システム製作所 (兵庫県神戸市兵庫区和田崎町) 株式会社ベンカン機工 大阪工場 (兵庫県尼崎市西長洲町)</p>
	<p>工事の工程 主要な耐圧部の溶接部に係る検査(表3-1) 期日 自 2021年 1月12日 至 2021年12月 場所 大飯発電所</p>
<p>原子炉本体に係る工事の場合であって、原子炉本体を試験のために使用する時、又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であって、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあっては、その使用の期間及び方法</p>	<p>■ 使用の期間 自：2022年 2月 3日 至：本申請に基づく、確認証交付日</p> <p>■ 使用の方法 大飯発電所第3号機を運転するために、特定重大事故等対処施設のうち格納容器バウンダリを構成する設備等を使用する必要があるため、一部工事が完了した特定重大事故等対処施設を本申請に基づく、確認証交付日まで使用する。 なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。</p>

(下線部は変更部分)

(変更後)

使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所	工事の工程 構造、強度又は漏えいに係る検査(表1) 期日 自 2021年 2月 5日 至 2022年 3月 場所 大飯発電所 三菱重工業株式会社 原子力セグメント (兵庫県神戸市兵庫区和田崎町) 三菱電機株式会社 電力システム製作所 (兵庫県神戸市兵庫区和田崎町) 株式会社ベンカン機工 大阪工場 (兵庫県尼崎市西長洲町) <u>TÜV SÜD Energietechnik GmbH Baden- Württemberg</u> <u>(Dudenstraße 28, 68167 Mannheim, Germany)</u>
	工事の工程 主要な耐圧部の溶接部に係る検査(表3-1) 期日 自 2021年 1月12日 至 2022年 2月 場所 大飯発電所
	工事の工程 工事完了時の検査(表7) 期日 自 2021年 8月 至 2022年 8月 場所 大飯発電所
原子炉本体に係る工事の場合であって、原子炉本体を試験のために使用する時、又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であって、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあっては、その使用の期間及び方法	■ 使用の期間 自： <u>2022年 4月26日</u> 至：本申請に基づく、確認証交付日  ■ 使用の方法 大飯発電所第3号機を運転するために、特定重大事故等対処施設のうち格納容器バウンダリを構成する設備等を使用する必要があるため、一部工事が完了した特定重大事故等対処施設を本申請に基づく、確認証交付日まで使用する。 なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。

(下線部は変更部分)

2. 2 添付資料-1 工事の工程に関する説明書  
添付資料のとおり
2. 3 添付資料-2 工事の工程における放射線管理に関する説明書  
変更なし
2. 4 添付資料-3 施設管理の重要度が高い系統、施設又は機器に関する説明書  
変更なし
2. 5 添付資料-4 使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類  
変更なし

## 変更理由

検査工程の見直しに伴い、「使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所」の期日及び、「原子炉本体に係る工事の場合であって、原子炉本体を試験のために使用するとき、又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であって、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあっては、その使用の期間及び方法」の使用の期間を変更する。併せて、「使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所」の場所を追加する。

## <添付資料>

「工事の工程に関する説明書」変更前後比較

(変更前)

2021年1月8日付け関原発第523号の申請書記載事項

(添付資料-1)

工事の工程に関する説明書

年月 項目	2020年			2021年												2022年											
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月		
発電用原子炉施設に係るもの  原子炉冷却系統施設（蒸気タービンに係るものを除く。） [ ]  計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。） [ ]  原子炉格納施設 [ ]				工事期間																							
				← 使用前事業者検査（表1） →																							
				← 使用前事業者検査（表3-1） →																							
				← 使用前事業者検査（表7） →																							
				← 使用前事業者検査（表9） →																							

(変更後)

(添付資料－１)

工事の工程に関する説明書

年月	2020年			2021年												2022年									
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
項目	工事期間																								
	発電用原子炉施設に係るもの																								
	原子炉冷却系統施設（蒸気タービンに係るものを除く。）																								
	[ ] ← 使用前事業者検査（表1） →																								
計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。）																									
[ ] ← 使用前事業者検査（表3-1） →																									
原子炉格納施設																									
[ ] ← 使用前事業者検査（表7） →																									
[ ] ← 使用前事業者検査（表9） →																									